

クナシリ・メナシの戦いについて(回)

はじめに

今回も、新井田孫三郎が記した「寛政蝦夷乱取調日記」から、同じく寛政元年（1789）7月20日の記録を見て行きます。徒党を企てた者の内、直接の加害者である37人を入牢させ、隠し持っていた武器なども押収し、陣屋の警護を固めます。そして、7月21日をむかえます。

陣屋の備えと武器の摘発

それまで陣屋の備えをしていきましたが、取り調べが最後の時期となったので、陣中や外回りに初めて幕を廻し、矢倉へ鐘を上げ、旗、武器を夫々に備えました。「徒党の内重立候夷共」（直接の加害者）に対する入牢の申し付けに関して、通詞共へ、イコトエ、イニンカリ、ノチクサ等を伴わせ、徒党の者の仮小屋などを搜索した結果、隠し

持った武器・弓・矢・鎧・刀が差し出されませんが、人数に合わず不足に見えたので、「再吟味」のため、先の者共に若黨（側近）・小者（雑用）夷共を増員して遣わしたところ、草むらや砂の内に「隠居候品々数多取来る」と記され、次にその内訳が記されています。

クナシリでは、弓32張、矢筒（矢を入れる筒）22、夷刀13腰、鎧8本、タシロ（ナタ）2丁、矢カラ（矢柄）23本、根（矢じり）7本と記されています。また、メナシでは、弓70張、矢筒56、鉄根（鉄の矢じり）の矢13本、夷刀43腰、鎧4本、鎧2枚、さや1本、つか2つ、かま1丁、たしろ2丁、釘2本、但し、5寸釘1本と4寸釘1本で鎧を作っていました。

さらに、夷刀1腰、外に鎧45本と夷刀11腰を両所で取り上げたことと記されています。

夜間の警護

おさつへ長人ネチカネ、シトウケン兩人を立ち会わせ、イコトエ、シヨソコ、ツキノエの3名を呼び出して申付けた内容は、「この度、重罪の者共を取り調べた上で入牢を申付けたが、「残党共」（直接殺害に関わらなかった者共）についても、動かずにじっと謹んで居られるように、と申し渡しました。

夜回りについては、これまでより人数を増やし、厳しく守るよう、総勢に告げられました。

「残党共」についても厳しく慎んで居るよう申し付け、「御味方」の夷へも、夜回りを怠ることなく、大声なども無いよう、しっかりとこれを守ることを5人の長人に申付けました。足軽については、今晚の夜回りを許し、休みました。

明日の予定

入牢を申付けた者共は、再三取り調べ、重罪逃れがたき者共なので、一統評議

の上、斬罪を申付けることを決めたことについて、決めたからには日にちを延ばすわけにもゆかないので、明日行つということに決めました。また、入牢申付けた者の内、「くなしり」から1人、「めなし」から1人、この2人は城下まで引き連れる事に決めました。

前夜の見回り

主だった長人共について、今晚より交替で陣屋へ「夜話」することを申付けました。

士中は夜明けまで交替で陣を見回りましたが、夷小屋迄も平日より物静かに見えました、と記されています。

7月21日 天気宜西風

入牢を申付けられた「くなしり」14人、「めなし」23人の合計37人は、罪科逃れ難い者なので、本日死罪を申付けるとし、その太刀取りとして6名の足軽が記されています。

仕置場は陣所の囲いの中に設け、新井田孫三郎ら8

人が列座し、通詞らも詰め、足軽が通詞とともに、牢から一人ずつ引き出し、申し渡しを行いました。

「死罪の者え申渡」は、この度の「くなしり、めなし騒動」については、同所支配人、稼ぎ方の心得違いで、非分の申し掛けをしたが、訴えも無く殺害に至ったことは「御法度」、特に寛文中より年々仰せ出された書付の趣きに背き、徒党して数多の人を殺した事は、甚だ不届きの仕方であるので死罪を申付ける、と云うものでした。

マメキリから順に、ホニシアイヌ・イヌクマ・サケチレ・ノチウトカント、一人ずつ申渡書に爪印をさせ斬首を行つてゆきました。6人目を引き出しに遣わせたところ、牢内が騒ぎたち、大勢で「バウタンゲ」（呪いの大声）をあげたので、孫三郎ら8人がすぐに馳せ付け見届けたところ、牢内より戸前を打ち破り、すでに逃げ出しそうな様子に見えました。